

人事行政の運営等の状況の公表
(平成28年度)

各 務 原 市
市長公室人事課

市では、市民の皆さんに人事行政の運営等の状況を公表することによって、その公平性・透明性を高めることを目的とした「各務原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しています。

この条例に基づき、職員の給与、勤務条件、研修などの状況について年1回、定期的に公表いたします。

《 内 容 》

I	職員の任免及び職員数に関する状況	3~5頁
II	職員の競争試験の状況	6頁
III	職員の給与の状況	7~18頁
IV	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	19、20頁
V	職員の分限及び懲戒処分の状況	21頁
VI	職員のサービスの状況	22頁
VII	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	23頁
VIII	職員の福祉及び利益の保護の状況	24、25頁

I 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況 (27年4月2日～28年4月1日)

27年4月1日現在	退職者数	採用者数	28年4月1日現在
838人	64人	71人	845人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長は含まない)

(2) 事由別退職者数 (27年度)

定年退職	勸奨退職	普通退職	割愛・出向	その他	計
			8人		
33人	0人	13人	8人	18人	64人

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

			職員数		対前年 増減数	主な 増減理由
			平成27年	平成28年		
普通 会計 部門	一般行 政部門	議 会	8人	8人	±0	自治会・コミュニティ業務充実のための増 定員の見直し 研修派遣終了・派遣の変更による減 定員の見直し 定員の見直し 定員の見直し
		総 務	143人	149人	+6	
		税 務	38人	38人	±0	
		労 働	2人	4人	+2	
		農林水産	10人	12人	+2	
		商 工	24人	20人	△4	
		土 木	66人	64人	△2	
		民 生	126人	125人	△1	
	衛 生	55人	57人	+2		
		小 計	472人	477人	+5	
	教 育 部 門	117人	115人	△2	定員の見直し	
	消 防 部 門	176人	177人	+1	消防出動態勢充実のための増	
	小 計	765人	769人	+4		
公営企業等 会計部門	水 道	29人	30人	+1	水道施設維持管理業務スタッフ充実のための増	
	下 水 道	15人	15人	±0		
	そ の 他	29人	31人	+2	介護保険業務スタッフの充実のための増	

	小 計	73 人	76 人	+3	
合 計		838 人	845 人	+7	

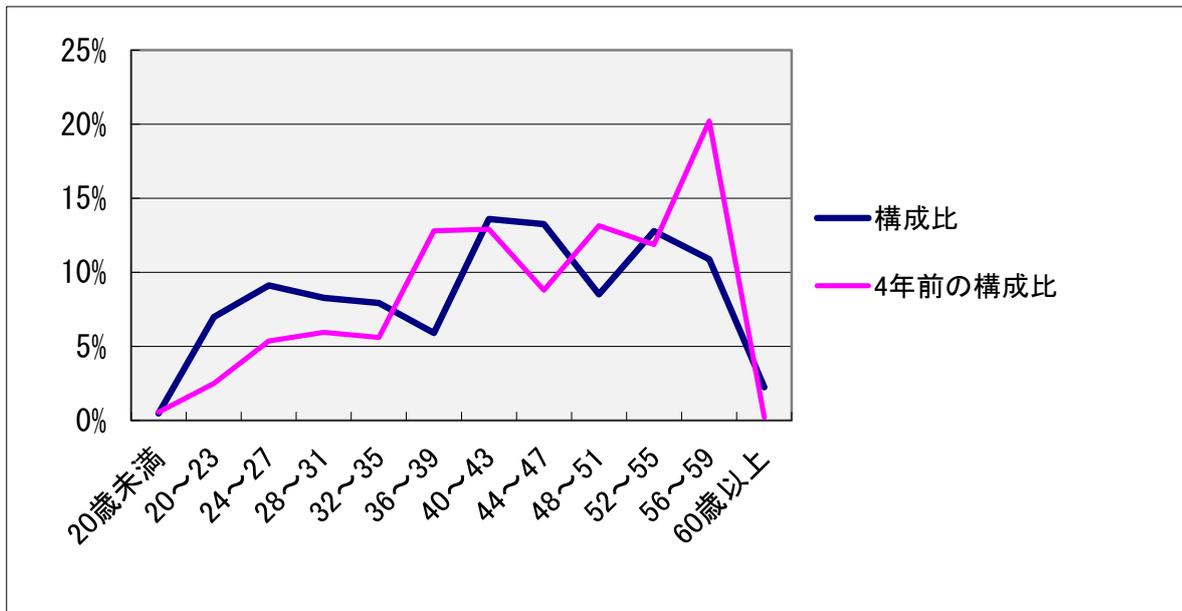
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長は含まない)

(4) 年齢別職員構成の状況

(28年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	59人	77人	70人	67人	50人	115人	112人	72人	108人	92人	19人	845人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長は含まない)



(5)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数 (率)	
一般行政		515	494	470	470	472	477	▲38	▲7.4%
教育		158	132	119	116	117	115	▲43	▲27.2%
消防		168	169	168	169	176	177	9	5.4%
普通会計 合計		841	795	757	755	765	769	▲72	▲8.6%
公営企業等 合計		85	80	77	75	73	76	▲9	▲10.6%
総合計		926	875	834	830	838	845	▲81	▲8.7%

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長は含まない)

Ⅱ 職員の競争試験の状況

採用試験の実施状況（27年度）

職 種		申込者	受験者数 (A)	一次 合格者数	二次 合格者数	最終 合格者数 (B)	競争率 (A/B)
大学卒程度	行政	156 (56)	140 (50)	78 (27)	45 (19)	26 (15)	5.4倍
	行政 (民間企業等 職務経験者)	47 (19)	44 (19)	18 (4)	10 (4)	5 (2)	8.8倍
	土木	10 (2)	9 (2)	5 (1)		2 (1)	4.5倍
	建築	9 (1)	8 (1)	5 (1)		1 (0)	8.0倍
	電気	3 (0)	3 (0)	2 (0)		1 (0)	3.0倍
短大卒程度	保育士	24 (22)	22 (20)	9 (8)		5 (5)	4.4倍
大学卒程度	消防	35 (0)	27 (0)	14 (0)		6 (0)	4.5倍
高校卒程度	消防	21 (0)	21 (0)	8 (0)		4 (0)	5.3倍
	技能職員	15 (0)	13 (0)	5 (0)		2 (0)	6.5倍

(注) 1 最終合格者数には、補欠合格者は含まれていません。

2 () 内は女性で内数です。

Ⅲ 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費等の状況

[普通会計決算]

区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	148,486人	460億 4,019万 9千円	33億 3,617万 2千円	65億 6,508万 7千円	14.3%	14.2%

(注) 人件費には特別職に支給される給料・報酬を含んでいます。

[水道事業決算]

区分	総費用 A	純損益 または実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に 占める職員給与費比率
27年度	20億0,579万 5千円	6億3,590万 0千円	2億1,585万 0千円	10.8%	10.2%

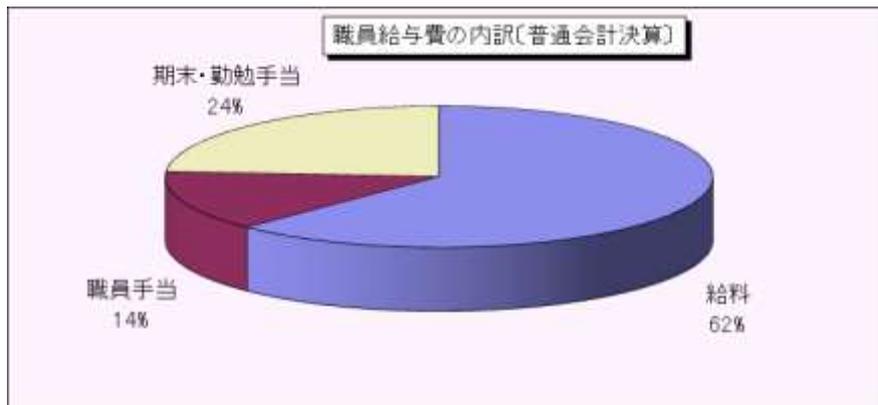
(注) 資本勘定支弁職員に係る給与費1,670万9千円を含みません。

(2) 職員給与費の状況

[普通会計決算]

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
27年度	776人	29億4,680 万2千円	6億5,325万 0千円	11億2,727 万4千円	47億2,732 万6千円	609万2千円

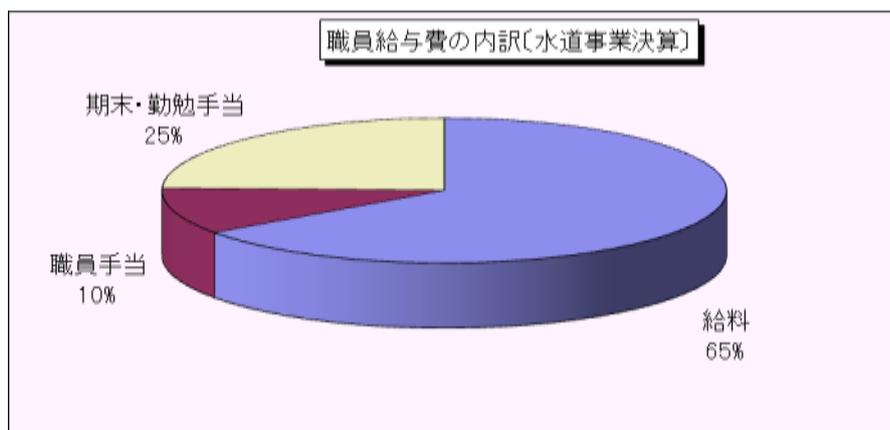
- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。



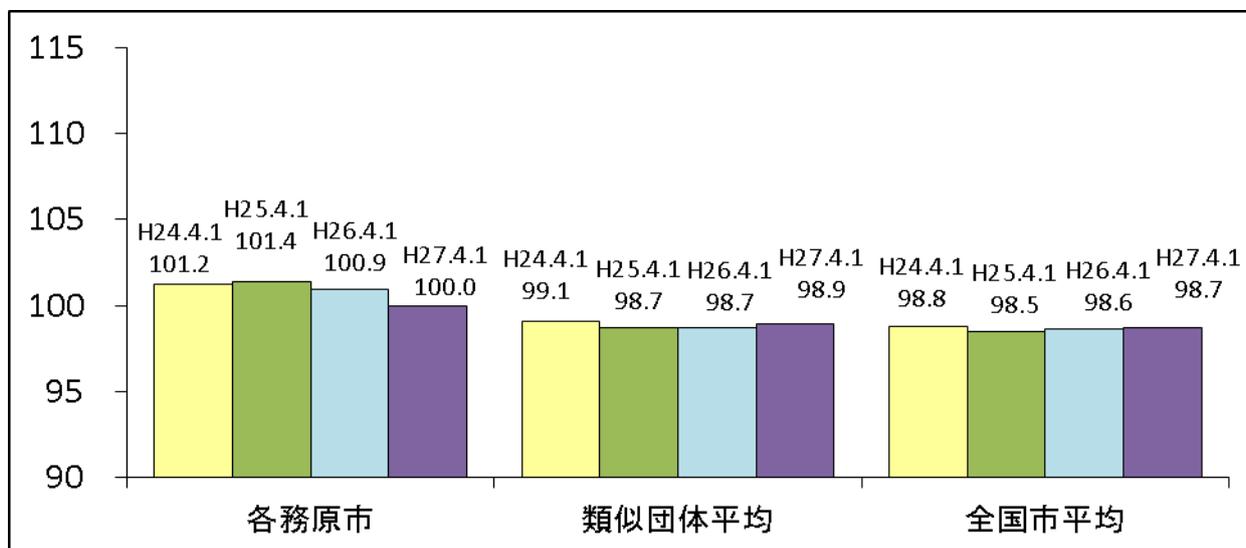
〔水道事業決算〕

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
27年度	29人	1億1,760万 4千円	1,878万 7千円	4,426万円 3千円	1億8,065万 4千円	622万9千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。



(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げを実施。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準3%に対し、各務原市においても3%を支給
（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%を支給。
（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合（H28.4.1）
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%
各務原市の支給割合	0%	1%	2%	3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42歳5月	464人	323,579円	400,793円
技能労務職	50歳5月	40人	280,965円	316,180円
うち清掃職員	50歳8月	6人	301,650円	350,633円
うち調理員	51歳10月	16人	277,356円	300,951円
うち用務員	51歳3月	11人	269,991円	298,191円
うち運転手	46歳3月	4人	288,675円	364,650円
うちその他	44歳10月	3人	288,800円	329,833円
消防職	38歳1月	177人	289,093円	370,792円
企業職〔水道事業〕	43歳5月	30人	319,608円	365,481円

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		各務原市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	176,700円	190,200円	176,700円	190,200円
消防職	大学卒	176,700円	190,200円	—	—
	高校卒	144,600円	154,300円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

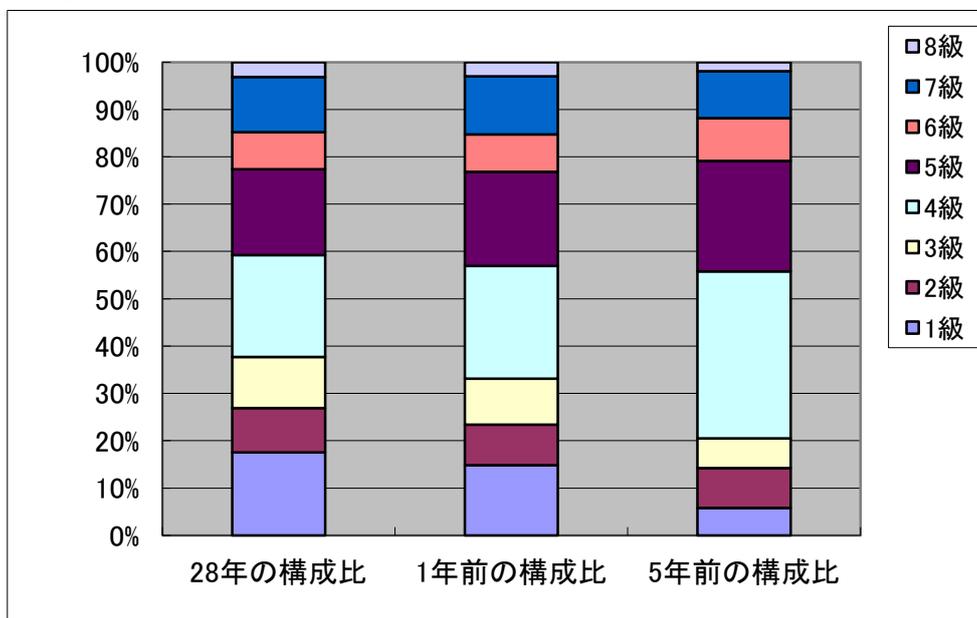
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	251,508円	358,267円	392,772円	411,878円
	高校卒	—	—	358,233円	—
技能労務職	高校卒	—	—	260,217円	303,150円
消防職	大学卒	234,875円	—	—	—
	高校卒	—	—	364,900円	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・主事	78人	17.5%	140,100円	246,100円
2級	主事	42人	9.4%	190,200円	303,000円
3級	主任主事	48人	10.8%	226,400円	348,800円
4級	係長・主査	96人	21.5%	259,900円	379,800円
5級	課長補佐・主任主査	81人	18.2%	286,200円	391,800円
6級	主幹	35人	7.8%	317,000円	409,000円
7級	次長・課長	52人	11.7%	361,300円	443,700円
8級	部長	14人	3.1%	406,900円	467,400円

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成22年4月1日より、勤務成績によって査定昇給を実施し、昇給区分を決定しています。(管理職については平成20年4月1日より実施)

4 職員の手当の状況

(A) 全職種（企業職〔水道事業〕を除く）の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

各務原市	国
1人当たり平均支給額（27年度） 147万9千円	—
（27年度支給割合） 期末手当 2.60月分（1.45月） 勤勉手当 1.60月分（0.75月）	（27年度支給割合） 期末手当 2.60月分（1.45月） 勤勉手当 1.60月分（0.75月）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

毎年度2回、9月30日・3月31日を評定日として全職員に対して勤務評定を実施します。（内容の詳細については、各務原市職員の勤務評定実施規程を参照。）

業績・能力・態度評価に基づき、5段階（S～D）の評価を実施し、その評定結果によって成績率を決定し支給しています。

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

各務原市			国		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年・応募認定退職（1号）
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	—		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （3%割増） ※定年1年前で退職する場合は2%割増	
1人当たり平均支給額	786万9千円	2,271万9千円			

（注） 1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (28 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (27 年度決算)		6,619 万 1 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (27 年度決算)		8 万 1 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
各務原市	3%	819 人	3%

(4) 特殊勤務手当 (28 年 4 月 1 日現在)

区 分	全職種 (企業職〔水道事業〕を除く)
支給実績 (27 年度決算)	3,145 万 6 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (27 年度決算)	15 万 2 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (27 年度)	25.2%
手 当 数	5

〔特殊勤務手当の種類〕

名称	支給対象職員	支給実績 (27 年度決算)	支給単価																					
税務手当	1 出張して市税の滞納処分事務に従事する職員	2 万 9 千円	1 回 300 円																					
消防手当	1 救急、救助、火災等に出動し、消防業務に従事する職員	1,248 万 6 千円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">救急出動</td> <td>救急救命士</td> <td>1回 700円</td> </tr> <tr> <td>その他の救急隊員</td> <td>1回 330円</td> </tr> <tr> <td>機関員</td> <td>1回 500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">救助出動</td> <td>隊員</td> <td>1回 520円</td> </tr> <tr> <td>機関員</td> <td>1回 700円</td> </tr> <tr> <td>火災出動</td> <td>隊員</td> <td>1回 520円</td> </tr> <tr> <td>(警戒出動)</td> <td>機関員</td> <td>1回 700円</td> </tr> <tr> <td>通信勤務</td> <td>指令業務従事者</td> <td>1当務 300円</td> </tr> </table>	救急出動	救急救命士	1回 700円	その他の救急隊員	1回 330円	機関員	1回 500円	救助出動	隊員	1回 520円	機関員	1回 700円	火災出動	隊員	1回 520円	(警戒出動)	機関員	1回 700円	通信勤務	指令業務従事者	1当務 300円
	救急出動		救急救命士		1回 700円																			
その他の救急隊員		1回 330円																						
機関員		1回 500円																						
救助出動	隊員	1回 520円																						
	機関員	1回 700円																						
火災出動	隊員	1回 520円																						
(警戒出動)	機関員	1回 700円																						
通信勤務	指令業務従事者	1当務 300円																						
	2 消防業務に従事する隔日勤務の職員	1,636 万 6 千円	1 当務 1,000 円																					
不快手当	1 行旅死亡人の死体処理に従事する職員	—	1 回 4,000 円																					
	2 行旅病人の救護作業に従事する職員	—	1 回 1,000 円																					
	3 路上等で横死した犬、猫等の死体処理に従事する職員	10 万 8 千円	1 回 1,000 円																					

	4 感染症患者の隔離収容又は消毒作業に従事する職員		—	1回 1,000円
	5 下水道事業	使用開始後の下水道清掃作業、下水道管内検査に従事する職員	4千円	1日 400円
		水洗便所設置検査に従事する職員	4万9千円	1日 200円
	6 北清掃センター及びクリーンセンターにおいて、清掃、し尿処理等の作業に従事する職員		207万2千円	日額 600円
	7 火葬場において、遺体の火葬業務に従事する職員		21万5千円	1体 200円
危険手当	1 高圧電気の操作、点検等の業務に従事する職員		7万7千円	日額 300円
	2 北清掃センターにおいて、焼却炉の内部で点検等の作業に従事する職員		4万1千円	1回 500円
特別手当	1 正規の勤務時間外において用地交渉に従事する第2条の2の規定に該当する職員		4千円	1回 2,000円
	2 災害のため出勤した職員	目的地に滞在した時間が24時間を超える場合	6千円	滞在1日につき 4,000円
		その他の場合で、目的地において作業等を行った時間が6時間以上24時間以下の場合	—	1回 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (27年度決算)	2億767万3千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	30万9千円
支給実績 (26年度決算)	2億1,473万2千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	32万1千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績 (27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く)であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

(5) その他の手当 (28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者…13,000円 ・ その他…6,500円 ※ 配偶者のいない職員の被扶養者の一人目…11,000円 ※ 16~22歳の子の扶養親族加算…5,000円	同じ		8,589万4千円	23万3千円
住居手当	借家…27,000円 (最高支給限度額)	同じ		3,791万4千円	26万9千円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関利用者…運賃等相当額 ・ 交通用具使用者…2,400~25,000円 	異なる	交通用具使用による支給額	7,804万5千円	11万2千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員 … 1時間当たりの給与額×25/100×時間数			2,034万6千円	15万5千円
休日勤務手当	祝日及び年末年始において、正規の勤務時間として勤務を命ぜられた職員 … 1時間当たりの給与額×135/100×時間数			2,062万5千円	7万6千円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員 … 勤務一回につき6,000円 (勤務時間が5時間未満の場合は3,000円)			147万6千円	7千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、主幹の職以上にある職員 …35,700円~77,200円			8,795万9千円	60万2千円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日、休日、平日0時~5時までの間に勤務した管理職員 … 勤務一回につき3,000円~8,500円 (勤務時間が6時間を超える場合は6,000円~12,750円)	同じ		134万8千円	4万5千円

(B) 企業職〔水道事業〕の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

各務原市	団体平均（水道事業を除く）
1人当たり平均支給額（27年度） 152万3千円	1人当たり平均支給額（27年度） 147万9千円
（27年度支給割合） 期末手当 2.60月分（1.45月） 勤勉手当 1.60月分（0.75月）	（27年度支給割合） 期末手当 2.60月分（1.45月） 勤勉手当 1.60月分（0.75月）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) () 内は再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	—	
1人当たり 平均支給額	0千円	2,081万6千円

(注) 支給率等は、一般行政職と同じです。

(3) 地域手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		248万6千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		8万3千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
各務原市	3%	30人	3%

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

区 分	企業職〔水道事業〕
支給実績（27年度決算）	1万6千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	4千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）	13.8%
手 当 数	4

〔特殊勤務手当の種類〕

名称	支給対象職員		支給実績 (27年度決算)	支給単価
危険手当	高圧電気の操作の業務に従事する職員		1万6千円	日額 300円
徴収手当	事業収入の集金業務に従事する職員		—	日額 300円
用地交渉手当	正規の勤務時間外において用地交渉に従事する管理職員		—	1回 2,000円
災害出勤手当	災害のため出勤した職員	目的地に滞在した時間が24時間を超える場合	—	滞在1日につき4,000円
		その他の場合で、目的地において作業等を行った時間が6時間以上24時間以下の場合	—	1回 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (27年度決算)	328万2千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	13万1千円
支給実績 (26年度決算)	462万円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	17万8千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績 (27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く)であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者…13,000円 ・ その他…6,500円 ※ 配偶者のいない職員の被扶養者の一人目…11,000円 ※ 16~22歳の子の扶養親族加算…5,000円 	同じ	439万6千円	23万1千円

住居手当	借家…27,000円（最高支給限度額）	同じ	206万5千円	29万5千円
通勤手当	・交通機関利用者…運賃等相当額 ・交通用具使用者…2,400～25,000円	同じ	264万6千円	12万円
休日勤務手当	祝日及び年末年始において、正規の勤務時間として勤務を命ぜられた職員 … 1時間当たりの給与額×135/100×時間数	同じ	2万円	5千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、主幹の職以上にある職員 …35,700円～77,200円	同じ	231万7千円	57万9千円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	999,000円		
	副市長	834,000円		
報酬	議長	570,000円		
	副議長	520,000円		
	議員	485,000円		
期末手当	市長	} (27年度支給割合) 4.2月分		
	副市長			
退職手当	議長	} (27年度支給割合) 4.2月分		
	副議長			
退職手当		算定方式	1期の手当額	支給時期
	市長	給料月額×在職年数×500/100	1,998万円	任期毎
	副市長	給料月額×在職年数×300/100	1,000万8,000円	任期毎

（注） 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの）

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時 0 分 ～午後 1 時 0 分	7 時間 45 分	38 時間 45 分

(2) 年次有給休暇の取得状況（27年度）

制度の概要	平均付与日数	平均取得日数
一年度につき 20 日間付与 ※付与された翌年度に限り繰越可能（最大 40 日）	38.3 日	7.9 日

(3) その他の休暇制度と取得状況（27年度）

休暇の種類		休暇日数等	取得実績
無給	介護休暇	連続する 6 月の範囲内	—
	組合休暇	1 年につき 30 日	—
有給	結婚休暇	連続する 6 日の範囲内の期間	10 人
	産前休暇	出産予定日までの 6 週間 (多胎妊娠の場合は 14 週間)	10 人 (取得した職員数)
	産後休暇	出産の日の翌日から 8 週間	
	育児休暇	1 歳未満の子を養育する職員に対して、1 日 2 回 各々 30 分（特に必要と認められる場合は 15 分加算） 以内	—
	配偶者出産休暇	2 日の範囲内の期間	87.5% (取得率)
	子の看護休暇	一年度につき 5 日の範囲内の期間 ※小学校就学前の子に限る。	40.7 日 (のべ日数)
	忌引	親族に応じ 1～7 日以内の連続する日数の範囲内	280 日 (のべ日数)
	夏季休暇	7～9 月の期間内に 4 日の範囲内の期間	3.3 日 (平均 取得日数)
	リフレッシュ休暇	1 日	73.7% (取得率)
	厚生休暇 (健康管理の日)	1 日	76.8% (取得率)
育児参加休暇	5 日の範囲内の期間	8.3% (取得率)	

	<p>〔その他の休暇〕</p> <p>公民権の行使、証人等としての出頭、ドナー休暇、ボランティア休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊婦検診休暇、祭日（法事等）、災害による住居の破壊等の復旧作業等、災害または交通遮断等による出勤困難、災害時の危険回避、感染症予防のため等による隔離等</p>
--	---

（４）育児休業等の取得状況（27年度）

区分	平成 27 年度の取得者数			平成 27 年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業	部分休業	育児短時間	育児休業等対象者数	うち		
					育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数
男性	1人	2人	0人	24人	0人	0人	0人
女性	13人	10人	5人	9人	9人	0人	0人
計	14人	12人	5人	33人	9人	0人	0人

（５）旅費制度の内容

区 分	宿泊料（1夜につき）	日当（1日につき）	
		片道 100 千円以上	片道 50 千円以上 100 千円未満
市 長 等	14,000 円	3,000 円	1,000 円
8 級及び 7 級にある者	13,000 円	2,500 円	1,000 円
そ の 他 の 職 員	12,000 円	2,000 円	1,000 円

V 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (27年度)

区 分	降任	免職	休職	失職
勤 務 成 績 の 不 良	0人	0人		
心 身 の 故 障	0人	0人	2人	
適 格 性 の 欠 除	0人	0人		
廃 職 ・ 過 員	0人	0人		
刑 事 事 件 に 因 る 起 訴			0人	
欠 格 条 項 該 当				0人

(2) 懲戒処分者数 (27年度)

区 分	免職	停職	減給	戒告
法 令 違 反	0人	0人	0人	0人
職 務 上 の 義 務 違 反 又 は 職 務 怠 慢	0人	1人	1人	3人
非 行 行 為	0人	0人	0人	1人

VI 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等従事許可の状況 (27年度)

区 分	件数
会社等の役員等の地位を兼ねる場合	2件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	2件
報酬を得て事業、事務に従事する場合	29件
計	33件

(2) 職務専念義務の免除の状況 (27年度)

区 分	件数
岐阜県と本市との相互協力のための職員として、県の職員に任命された場合	1件
上記のほか、任命権者が定める場合	28件
計	29件

Ⅶ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施の状況 (27年度)

区 分		受講者数 (のべ)
職場外研修	階層別研修	480人
	特別研修	704人
派遣研修	自治大学校	2人
	市町村アカデミー	7人
	国際文化アカデミー	5人
	国土交通大学校	2人
	全国建設研修センター	6人
	岐阜県建設研究センター主催の研修	10人
	岐阜県市町村研修センター主催の研修	66人
	岐阜地域広域市町村圏職員共同研修	0人
	岐阜県市長会主催の行財政講演会	23人
	資格取得研修	75人
自主研修に対する補助	シティカレッジほか各種通信教育講座	0人

(2) 勤務成績の評定の実施の状況 (27年度)

評 定 の 時 期	9月30日 及び 3月31日
評 定 の 対 象	全職員
評 定 の 方 法	評定要素(業績、能力、態度)ごとにS~Dの5段階評価
評 定 結 果 の 活 用	勤勉手当の成績率への反映(△0.05月~0.24月) 等

〈評定者について〉

被評定者	第1次評定者	第2次評定者
部長	副市長	
参与等・次長・課長	部長	
参事・主幹	課長	部長
課長補佐・主任主査・係長	課長	
主査、主事等・消防職・保育士・技能労務職	係長	課長

Ⅷ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理事業の状況 (27年度)

区 分		主な内容	受診者数等
健康診断	定期健康診断	年代別総合健康診断	584人
	生活習慣病予防検診	人間ドック	253人
		各種がん検診（子宮・乳がん検診等の単独検診のみ計上）	187人
	石綿健康診断	過去に石綿水道管の切断業務に携った職員対象	4人
	深夜業務従事者健康診断	深夜に業務に従事する消防職員対象	143人
	採用時健康診断	新規採用職員健康診断	49人
健康教育	健康講座開催（メンタルヘルス対策：管理職対象・一般職対象）：3回		228人
職場環境管理	職場環境測定（15ヶ所）		2回
	職場巡回		1日
衛生管理者、安全衛生推進者養成等		衛生管理者受験備講習会、安全衛生推進者講習会	4人

(2) 公務災害等の発生状況 (27年度)

区 分	災害件数
公務災害（職務遂行中の負傷）	0件
通勤災害（通勤途上中の負傷）	0件

(3) 福利厚生事業の概要 (27年度)

職員の生活の安定と福祉の向上のため、岐阜県市町村職員共済組合に加入しています。

また、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の福利厚生事業を行うために各務原市職員互助会を組織しています。当互助会は会員の親睦、相互共済及び福利増進を図ることを目的として、会員855名（平成28年4月1日現在）からの掛金と市からの助成金（1人当たり2,000円/年）を原資として運営しています。

事業内容は以下のとおりです。

福利厚生事業：会員同士の親睦を目的とした事業を会員からの掛金と市からの助成金で実施しています。

区 分	主な内容
体育事業	パターゴルフ大会、ボウリング親睦助成
クラブ助成	野球部、サッカー部 等
貸付事業	限度額50万円

慶弔事業：会員からの掛金を原資として、慶弔に対し儀礼上の範囲内で祝金や香資金等の給付を行っています。

(4) 措置要求及び不服申立ての状況 (27年度)

区 分	係属事案数		処理事案数				28年度への繰越
	27年度からの繰越	新規	却下	取下げ	打切り	判定	
措置要求	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
不服申立て	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

- (注) 1 職員は給与等勤務条件に関して、公平委員会に当局が適切な措置を講じるよう要求することができます。
- 2 職員は懲戒その他、意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。
- 3 「却下」とは、公平委員会において審査の成立、又は継続のための適法条件を欠くために実体の審査に入らないで不受理が決定したものをいいます。
- 4 「取下げ」とは、公平委員会における措置要求または不服申立ての審査以降、判定までに措置要求者または不服申立人が取下げたものをいいます。
- 5 「打切り」とは、公平委員会における措置要求または不服申立ての審査以降、措置要求者若しくは不服申立人の死亡、所在不明等により事案の審査を継続することができなくなったと認めた場合または関係当事者における話し合いによる事案の解決、要求事由の消滅等により事案の審査を継続する必要がなくなったと認めた場合において事案の審査を打切ったものをいいます。